

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十七号

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例

例

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「施設等」を「園内施設及び駐車場」に改め、「及び入園に係る料金」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五 縮景園の入園料の徴収に関すること。

第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に、「施設等」を「園内施設又は駐車場」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項を削り、同条第二項中「前項第一号」を「第十二条第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「施設等」を「園内施設又は駐車場」に、「別表第一から別表第三まで」を「別表第二又は別表第三」に改め、同条を第十三条とする。

第十条の次に次の二条を加える。

(入園料の納付等)

第十一条 縮景園に入園する者は、別表第一に定める入園料を納付しなければならない。

2 入園料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。

3 既納の入園料は、返還しない。

(入園料の減免)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園料を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

- 三 療育手帳の交付を受けている者
 - 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - 五 六十五歳以上の者
 - 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生
 - 七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者
 - 八 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。）第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入園する者
 - 九 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者（次のいずれかに規定する場合に限る。）
 - イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合
 - ロ 土曜日に入園する場合
 - ハ 祝日法第二条に規定するこどもの日に入園する場合
 - ニ ひろしま教育の日を定める条例（平成十三年広島県条例第四十号）第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合
 - 十 その他知事が別に定める者
- 別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）
入園料

区分	個人	団体（二十人以上の場合とする。）	他施設との共通券による場合
小学校児童、 中学校生徒及びこれらに準ずる者	一人一回一〇〇円	一人一回 八〇円	
高等学校生徒及びこれに準ずる者	一人一回一五〇円	一人一回一〇〇円	
大学生及びこれに準ずる者	一人一回一五〇円	一人一回一〇〇円	一人一回一〇〇円
その他一五歳以上の者	一人一回二六〇円	一人一回二〇〇円	一人一回二〇〇円

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事が定める施設をいう。

別表第二中「別表第二(第十一条関係)」を「別表第二(第十三条関係)」に改める。
別表第三中「別表第三(第十一条関係)」を「別表第三(第十三条関係)」に改める。
(広島県立美術館条例の一部改正)

第二条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「美術館が所蔵する美術品等の展示(以下「所蔵作品展」という。)の観覧並びに」を削り、同項第五号中「教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示(以下「特別展」という。)の観覧に係る」を「美術館の」に改め、「(以下「入館料」という。)」を削る。

第十一条第一項中「特別展」を「展示する美術品等」に、「一人一回二千九十円以内で知事が」を「別表第一に」に改める。

第十二条第一項中「美術館の所蔵作品展を観覧する者並びに」を削り、「別表第一から別表第三まで」を「別表第二及び別表第三」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「展示施設等及び駐車場に係る」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十三条中「入館料」を「特別展に係る入館料」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、次の各号のいずれかに該当する者が美術館が所蔵する美術品等の展示(以下「所蔵作品展」という。)を観覧するときは、所蔵作品展に係る入館料を減免することができる。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 六十五歳以上の者
- 六 県内の大学又はこれに準ずる学校に在学する外国人留学生
- 七 小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者の引率者
- 八 祝日法第二条に規定するみどりの日又は文化の日に入館する者

九 教育委員会が単独で開催する所蔵作品展以外の展示(以下「特別展」という。)と併せて観覧する者

十 その他知事が別に定める者

第十四条第一項を削り、同条第二項第二号中「前項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第十五条中「所蔵作品展を観覧する者並びに」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十一条関係）

一 所蔵作品展の場合

区分	個人	団体（二〇人以上の場合とする。）	広島県縮景園との共通券による場合
大学生及びこれに準ずる者	一人一回三〇〇円	一人一回二五〇円	一人一回二五〇円
その他一五歳以上の者（中学校又は高等学校の生徒及びこれに準ずる者を除く。）	一人一回五二〇円	一人一回四一〇円	一人一回四一〇円

二 特別展の場合

一人一回 二、〇九〇円以内で知事が定める額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。